

新	旧																												
用地調査等業務共通仕様書	用地調査等業務共通仕様書																												
第1章 総 則	第1章 総 則																												
(第1条から第8条 略)	(第1条から第8条 略)																												
(用地調査等業務の区分)	(用地調査等業務の区分)																												
第9条 この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。 (一 略)	第9条 この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。 (一 略)																												
二 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕木造建物〔Ⅱ〕木造建物〔Ⅲ〕木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する（第14章 地盤変動影響調査等を実施する場合を除く）	二 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕木造建物〔Ⅱ〕木造建物〔Ⅲ〕木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する（第14章 地盤変動影響調査等を実施する場合を除く）																												
表1 建物区分	表1 建物区分																												
<table><tr><th>区 分</th><th>判 断 基 準</th></tr><tr><td>木造建物〔Ⅰ〕</td><td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物</td></tr><tr><td>木造建物〔Ⅱ〕</td><td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物</td></tr><tr><td>木造建物〔Ⅲ〕</td><td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物</td></tr><tr><td>木造特殊建物</td><td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物</td></tr><tr><td>非木造建物〔Ⅰ〕</td><td>柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物</td></tr><tr><td>非木造建物〔Ⅱ〕</td><td>石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物</td></tr></table>	区 分	判 断 基 準	木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物	木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物	木造建物〔Ⅲ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物	木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物	非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物	非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物	<table><tr><th>区 分</th><th>判 断 基 準</th></tr><tr><td>木造建物〔Ⅰ〕</td><td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物</td></tr><tr><td>木造建物〔Ⅱ〕</td><td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物</td></tr><tr><td>木造建物〔Ⅲ〕</td><td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物</td></tr><tr><td>木造特殊建物</td><td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物</td></tr><tr><td>非木造建物〔Ⅰ〕</td><td>柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物</td></tr><tr><td>非木造建物〔Ⅱ〕</td><td>石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物</td></tr></table>	区 分	判 断 基 準	木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物	木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物	木造建物〔Ⅲ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物	木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物	非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物	非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物
区 分	判 断 基 準																												
木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物																												
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物																												
木造建物〔Ⅲ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物																												
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物																												
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物																												
非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物																												
区 分	判 断 基 準																												
木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物																												
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物																												
木造建物〔Ⅲ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物																												
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物																												
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物																												
非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物																												
(注) 建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となつて、建物の効用を全うするために設けられている、又は、建物の構造と密接不可分な関係にあるおおむね次の各号に掲げるものをいう。	(注) 建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となつて、建物の効用を全うするために設けられている、又は、建物の構造と密接不可分な関係にあるおおむね次の各号に掲げるものをいう。																												

新	旧								
(1) 電気設備(電灯設備、動力設備、受・変電設備(キュービクル式受変電設備を除く) 、<u>太陽光発電機 (建材型)</u> 等) (2)から (11) 略) (三 略) 四 立竹木は、表 3 により庭木等、用材林____、薪炭林____、収穫樹、竹林、苗木(植木畑) 及びその他の立木に区分する。 表3 立竹木区分 <table><tr><th>区 分</th><th>判 断 基 準</th></tr><tr><td>庭 木 等</td><td> まつ、かや、まき、つばき等の立木で、<u>観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地__に</u>植栽されているもの(自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く)をいい、次に<u>掲げる種別により</u>区分する。 A <u>観 賞 樹</u> ____<u>観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木</u>(針葉樹及び広葉樹)、株物類玉物類、生垣用木、特殊樹<u>(観賞用竹を含む)</u>をいう。 ① <u>高 木</u> <u>モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</u> ② <u>株 物</u> <u>アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高がおおきくならないものをいう。</u> ③ <u>玉 物</u> <u>マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなりなものをいう。</u> ④ <u>生 垣</u> <u>宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。</u> ⑤ <u>特殊樹</u> <u>①～④に該当するものを除く。</u> B <u>利 用 樹</u> 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。 C <u>風 致 木</u> 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために____植栽されている立木をいう。 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために____植栽されている立木をいう。 </td></tr></table>	区 分	判 断 基 準	庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、<u>観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地__に</u>植栽されているもの(自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く)をいい、次に<u>掲げる種別により</u>区分する。 A <u>観 賞 樹</u> ____<u>観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木</u>(針葉樹及び広葉樹)、株物類玉物類、生垣用木、特殊樹<u>(観賞用竹を含む)</u>をいう。 ① <u>高 木</u> <u>モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</u> ② <u>株 物</u> <u>アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高がおおきくならないものをいう。</u> ③ <u>玉 物</u> <u>マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなりなものをいう。</u> ④ <u>生 垣</u> <u>宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。</u> ⑤ <u>特殊樹</u> <u>①～④に該当するものを除く。</u> B <u>利 用 樹</u> 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。 C <u>風 致 木</u> 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために____植栽されている立木をいう。 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために____植栽されている立木をいう。	(1) 電気設備(電灯設備、動力設備、受・変電設備(キュービクル式受変電設備を除く) 、<u>ソーラーパネル等発電設備</u>等) (2)から (11) 略) (三 略) 四 立竹木は、表 3 により庭木等、用材林<u>立木</u>、薪炭林<u>立木</u>、収穫樹、竹林、苗木(植木畑) 及びその他の立木に区分する。 表3 立竹木区分 <table><tr><th>区 分</th><th>判 断 基 準</th></tr><tr><td>庭 木 等</td><td> まつ、かや、まき、つばき等の立木で、<u>観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内</u>に植栽されているもの(自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く)をいい、次に____より区分する。 A <u>観 賞 樹</u> <u>住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されており、</u>観賞上の価値を有すると認められる立木であって、<u>喬木</u>(針葉樹及び広葉樹)、株物類玉物類、特殊樹、生垣用木<u>及びほていちく等の観賞用竹</u>をいう。 B <u>効 用 樹</u> 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。 C <u>風 致 木</u> 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために<u>敷地内</u>に植栽されている立木をいう。 </td></tr></table>	区 分	判 断 基 準	庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、<u>観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内</u>に植栽されているもの(自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く)をいい、次に____より区分する。 A <u>観 賞 樹</u> <u>住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されており、</u>観賞上の価値を有すると認められる立木であって、<u>喬木</u>(針葉樹及び広葉樹)、株物類玉物類、特殊樹、生垣用木<u>及びほていちく等の観賞用竹</u>をいう。 B <u>効 用 樹</u> 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。 C <u>風 致 木</u> 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために<u>敷地内</u>に植栽されている立木をいう。
区 分	判 断 基 準								
庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、<u>観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地__に</u>植栽されているもの(自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く)をいい、次に<u>掲げる種別により</u>区分する。 A <u>観 賞 樹</u> ____<u>観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木</u>(針葉樹及び広葉樹)、株物類玉物類、生垣用木、特殊樹<u>(観賞用竹を含む)</u>をいう。 ① <u>高 木</u> <u>モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</u> ② <u>株 物</u> <u>アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高がおおきくならないものをいう。</u> ③ <u>玉 物</u> <u>マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなりなものをいう。</u> ④ <u>生 垣</u> <u>宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。</u> ⑤ <u>特殊樹</u> <u>①～④に該当するものを除く。</u> B <u>利 用 樹</u> 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。 C <u>風 致 木</u> 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために____植栽されている立木をいう。 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために____植栽されている立木をいう。								
区 分	判 断 基 準								
庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、<u>観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内</u>に植栽されているもの(自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く)をいい、次に____より区分する。 A <u>観 賞 樹</u> <u>住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されており、</u>観賞上の価値を有すると認められる立木であって、<u>喬木</u>(針葉樹及び広葉樹)、株物類玉物類、特殊樹、生垣用木<u>及びほていちく等の観賞用竹</u>をいう。 B <u>効 用 樹</u> 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。 C <u>風 致 木</u> 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために<u>敷地内</u>に植栽されている立木をいう。								

新			旧		
		<u>D 地 被 類</u> 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。 ① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。 ② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。 <u>E 芝 類</u> 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。 ① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生ものを除く。 ② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生ものを除く。 <u>F ツル性類</u> 観賞等を目的として植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物へ巻き付きや吸着根により、壁面支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生物を除く。 <u>G そ の 他</u> 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生ものを除く。			
用材林		ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。	用材林	立木	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪炭林		なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。	薪炭林	立木	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収 穫 樹		<u>A 果 樹</u> りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいう。い、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ① 園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 <u>B 特 用 樹</u> 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。	収 穫 樹		りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいう。
竹 林		孟宗竹、 <u>真</u> 竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。	竹 林		孟宗竹、 <u>圭</u> 竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木(植木畑)		営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。	苗木(植木畑)		営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。
その他の立木		上記の区分に属する立木以外の立木をいう。	その他の立木		上記の区分に属する立木以外の立木をいう。

新	旧
第2章 用地調査等業務の基本的処理方法	第2章 用地調査等業務の基本的処理方法
第1節 用地調査等業務の実施手続	第1節 用地調査等業務の実施手続
(第10条 略)	(第10条 略)
(業務の着手)	(業務の着手)
第11条 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（ <u>閉庁日</u> を除く。）以内に用地調査等業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が用地調査等業務の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。	第11条 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（ <u>休日等</u> を除く。）以内に用地調査等業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が用地調査等業務の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。
(書類提出)	(書類提出)
第12条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、請負代金に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。	第12条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、請負代金に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
(2から3 略)	(2から3 略)
<u>4 受注者は、契約時において、予定価格が1, 0 0 0万円を超える競争入札により調達される補償コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。</u>	<u>4</u> _____受注者は登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、10日間（閉庁日を除く。）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
<u>5 前2項において、</u> 受注者は登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、10日間（閉庁日を除く。）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。	<u>5</u> _____受注者は本業務の完了後において訂正又は削除する場合においては、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。
<u>6 前3項において、</u> 受注者は本業務の完了後において訂正又は削除する場合においては、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。	<u>6</u> 第3項から前項までの規定は、農業農村整備事業には適用しない。
<u>7</u> 第3項から前項までの規定は、農業農村整備事業には適用しない。	
(第13条から第21条 略)	(第13条から第21条 略)
(監督員への進捗状況の報告)	(監督員への進捗状況の報告)
第22条 受注者は、業務を実施した場合、監督員の指示により、用地調査等業務日報（様式第6号の1） <u>若しくは</u> 用地調査等業務週報（様式第6号の2）を作成して監督員に提出しなければならない。	第22条 受注者は、業務を実施した場合、監督員の指示により、用地調査等業務日報（様式第6号の1） <u>もしくは</u> 用地調査等業務週報（様式第6号の2）を作成して監督員に提出しなければならない。
(2から3 略)	(2から3 略)
(第23条から第33条の2 略)	(第23条から第33条の2 略)
第2節 数量等の処理	第2節 数量等の処理
(建物等の計測)	(建物等の計測)
第34条 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。	第34条 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

新	旧
(2から3 略) 4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。 一 <u>幹周</u>、胸高直径は、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。 二 <u>樹高、幹高、葉張、葉長点高及び玉周</u>は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）<u>まで</u>とする。 ただし、庭木等のうち株物類、玉物類、<u>生垣及び特殊樹</u>については、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。 <u>三 地被類、芝類、ツル性類及び竹林</u>が植<u>え</u>込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）<u>まで</u>とする。 (第35条から第38条 略) 第3章 権 利 調 査 第1節 調 査 (第39条から第43条 略) (墓地管理者等の調査) 第44条 墓地管理者等の調査は、<u>別記14に定める改葬の補償及び祭し料調査算定要領（以下「改葬及び祭し料要領」という。）</u>により行うものとする。	(2から3 略) 4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。 一 <u>根本周囲</u>、胸高直径は、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。 二 <u>枝幅、樹高、</u>は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）<u> </u>とする。 ただし、庭木等のうち株物類、玉物類、特殊樹<u>及び生垣用木</u>については、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。 <u>5 芝、地被類、草花等</u>が植<u> </u>込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入<u> </u>とする。 (第35条から第38条 略) 第3章 権 利 調 査 第1節 調 査 (第39条から第43条 略) (墓地管理者等の調査) 第44条 墓地管理者等の調査は、<u>調査区域内に存する墓地又は墳墓の権利関係について、次の各号</u>により行うものとする。 一 <u>墓地の所有者及び管理者（以下「墓地管理者」という。）の調査</u> <u>墓地管理者の調査は、土地の登記記録の調査及び市町村吏員、集落の代表者等、寺院の代表役員等からの聴き取りによる。</u> <u>この場合において、墓地管理者が宗教法人のときは、宗教法人登記簿等により次に掲げる事項を調査する。</u> <u>(1) 名称</u> <u>(2) 事務所の所在地</u> <u>(3) 包括団体の名称及び宗教法人・非宗教法人の別</u> <u>(4) 表権を有する者の氏名、住所及び資格</u> <u>(5) 財産処分等に関する規則がある場合は、その事項</u> <u>(6) 永代使用料（入壇志納金）に関する事項</u> <u>(7) その他必要と認める事項</u> 二 <u>墓地使用（祭祀）者の調査</u> <u>(1) 墓地使用者の画地ごとに、墓地管理者等から墓地の使用（祭祀）者の氏名、住所等</u> <u>について聴取する。この場合において、墓地の使用者から維持・管理の委任を受けて</u> <u>いる者がいるとき又は墓地使用名義人と現実の使用者（祭祀を主宰する者）が異なっ</u> <u>ている場合には、その原因と受任者、承継人等の氏名及び住所を調査する。</u>

新	旧
(第 45 条 略)	<u>三 墓地使用（祭祀）者単位の霊名簿（過去帳）の調査</u> <u>前 2 号で確定した墓地使用（祭祀）者（未確認のものを含む。）を単位として、墓地管理者が管理する霊名簿（過去帳）及び墓地使用（祭祀）者から次に掲げる事項を聴取する。</u> <u>（１）法名（戒名）</u> <u>（２）俗名、性別及び享年</u> <u>（３）死亡年月日</u> <u>（４）火葬、土葬の区分</u> <u>（５）墓地使用者単位の霊数</u> <u>（６）その他必要と認める事項</u> (第 45 条 略)
第2節 調査書等の作成	第2節 調査書等の作成
(第 46 条 略) (調査書の作成)	(第 46 条 略) (調査書の作成)
第47条 第41条から第<u>43</u>条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表（様式第 7 号の 1）、土地調査表（様式第 7 号の 2）、建物の登記記録調査表（様式第 8 号の 1、第 8 号の 2）<u>及び</u>権利者調査表（様式第 9 号の 1、第 9 号の 2）<u>に</u>所定の事項を記載するものとする。	第47条 第41条から第<u>44</u>条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表（様式第 7 号の 1）、土地調査表（様式第 7 号の 2）、建物の登記記録調査表（様式第 8 号の 1、第 8 号の 2）<u>、</u>権利者調査表（様式第 9 号の 1、第 9 号の 2）<u>、墓地管理者調査表（様式第10号の 1）及び墓地使用（祭祀）者調査表（様式第10号の 2）</u>に所定の事項を記載するものとする。
2 前項の各調査表の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。 <u>3 墓地管理者等の調査表は、第44条の調査結果を基に改葬及び祭し要領により作成するものとする。</u> <u>4</u> 土地利用履歴等の調査表は、第45条の調査結果を基に土地利用履歴等調査要領により作成するものとする。	2 前項の各調査表の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。 <u>3</u> 土地利用履歴等の調査表は、第45条の調査結果を基に土地利用履歴等調査要領により作成するものとする。
第 4 章 用 地 測 量	第 4 章 用 地 測 量
第 1 節 調 査	第 1 節 調 査
(第48条から第53条 略) (境界立会い)	(第48条から第53条 略) (境界立会い)
第54条 前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。 (一から四 略)	第54条 前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。 (一から四 略)
2 前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界<u>立会</u>確認書（様式第11号）に確認のための署名押印を求めるものとする。	2 前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界<u> </u>確認書（様式第11号）に確認のための署名押印を求めるものとする。
(3 略)	(3 略)

新	旧
(第2節から第4節 略) <u>第5節 関係官公庁への手続き等</u> <u>(関係官公庁への手続き等)</u> <u>第60条の2 受注者は、業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。</u> <u>2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。</u> <u>3 受注者は、測量法第14条（実施の公示）、第21条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第23条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第36条（計画書についての助言）、第37条（公共測量の表示等）、第40条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し監督職員に提出しなければならない。なお、国土交通省公共測量作業規程第15条に基づく測量成果の検定は、原則行わない。</u> (第5章 略) 第6章 建物等の調査 第1節 調査 (第67条から第76条 略) (墳墓) 第77条 墳墓の調査は、<u>改葬及び祭し要領により</u>行うものとする。 (立竹木) 第78条 立竹木の調査は、<u>別記15に定める立竹木調査算定要領（以下「立竹木要領」という。）</u>により行うものとする。	(第2節から第4節 略) (第5章 略) 第6章 建物等の調査 第1節 調査 (第67条から第76条 略) (墳墓) 第77条 墳墓の調査は、<u>次の各号について</u> 行うものとする。 <u>一 墓地の配置の状況、墓地使用者（祭祀者のこと。以下同じ。）ごとの画地及び通路等の配置の状況。配置の調査は、墓地管理者の立会いを得て平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。</u> <u>二 墓地使用者ごとの墓石の形状、寸法、構造及び種類</u> <u>三 墓地使用者ごとの墓誌等の形状、寸法及び種類</u> <u>四 墓地使用者ごとのカロートの形状、寸法及び種類（石造又はコンクリート造）。不可視部分については、墓地使用者又は墓地管理者からその状況を聴取する。</u> <u>五 墓地使用者ごとのその他の石積、囲障、立竹木等の種類、形状、寸法及び数量</u> <u>六 その他補償額の算定に必要と認められる事項</u> <u>七 墓地及び墳墓の概要が把握できる写真の撮影</u> (立竹木) 第78条 立竹木の調査は、<u>第9条表3の区分ごとに次の各号</u>により行うものとする。

新	旧								
	一 庭木等（観賞樹、効用樹及び風致木）の調査 （１）権利者の画地ごとに立木の位置を調査する。当該画地の一部を取得等するときは、取得等する部分と残地の部分とに区分し、立木の位置を図面に表示するとともに番号（寄植及び連植であつて同樹種、同寸法の場合は、同番号とする。）を付す。 （２）立木については、樹種名、根本周囲、胸高直径、枝幅、樹高、管理の状況（表４の判断基準による区分）等を調査する。 - 表４ 管理状況の判断基準 <table><tr><th>判断基準</th><th>区分</th></tr><tr><td>年２回程度以上の手入れ（剪定）が行われ樹型が整っているもの</td><td>良　い</td></tr><tr><td>年１回程度の手入れ（剪定）を行っているもの</td><td>やや良い</td></tr><tr><td>上記以外のもの</td><td>普　通</td></tr></table> （３）観賞用竹（ほていちく、きんめいちく、なりひらたけ、かんちく等）については、５本程度を１株として、その位置を（１）の図面に表示するとともに番号を付す。 （４）芝、地被類、草花等については、植込みの面積を調査する。 二 用材林立木の調査 （１）権利者ごとに、原則として、毎木調査により、樹種、胸高直径、林齢（又は植林年次）、人工林・天然生林の別、管理の状況等を調査する。 （２）監督員から、標準地調査法により調査を実施する旨の指示があったときは、次により行う。 イ 権利者ごとに、当該土地に植栽されている立木を樹種ごとに一括して取扱うことが相当と認められる区域を決定し、調査する。ただし、同樹種区域であっても立木の粗密度、径級、配置、成育状況及び植林年次が異なっていると認められる場合には、これらが異なるごとの範囲を調査し、区分する。 ロ イで定めた区域内で最も標準と認められる範囲（標準地）１,０００平方メートル程度を定め、当該範囲内にある樹種名、胸高直径、本数及び樹令（又は植林年次）を調査する。なお、イで定めた区域が ５,０００平方メートル程度以下の場合には、標準地の面積を当該区域面積の１０パーセント程度をもって行う。 三 薪炭林立木の調査 前号用材林立木の調査に準じて行う。 四 収穫樹の調査 樹種、胸高直径、樹齢（又は植付年次）、管理の状況等を調査する。 樹園地に囲障、吊り棚等の工作物が存するときは、これらについても第75条の例により調査する。 五 竹林の調査 （１）権利者ごとに竹林として取扱うことが相当と認められる区域を決定する。この場合において、筍の収穫を目的としているものその他のものとに区分する。	判断基準	区分	年２回程度以上の手入れ（剪定）が行われ樹型が整っているもの	良　い	年１回程度の手入れ（剪定）を行っているもの	やや良い	上記以外のもの	普　通
判断基準	区分								
年２回程度以上の手入れ（剪定）が行われ樹型が整っているもの	良　い								
年１回程度の手入れ（剪定）を行っているもの	やや良い								
上記以外のもの	普　通								

新	旧
第2節 調査書等の作成 (第79条から第86条 略) (庭園) 第87条 庭園の調査書は、第76条の調査結果を基に<u>庭園工作物は附帯工作物要領に定める調査表、庭園立竹木は立竹木要領に定める調査表を用いて、積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。</u> (墳墓) 第88条 墳墓の図面及び調査書は、第77条の調査結果を基に<u>改葬及び祭し料要領により</u>作成するものとする。	(2) (1) で定めた区域内で最も標準と認められる範囲（標準地）500平方メートル程度を定め、当該範囲内にある品種、本数及び胸高直径（筭を目的とするものを除く。）並びに筭の収穫を目的とするものにあつては、その管理の状況等を調査する。 六 苗木（植木畑）の調査 権利者ごとに苗木（植木畑）として取扱うことが相当と認められる区域を決定し、植栽されている苗木について、同樹種、同寸法のものごとに樹種名、根本周囲、胸高直径、枝幅、樹高、本数、樹齡（育生年数）及び管理の状況を調査する。この場合において、同樹種同寸法のものが大規模に植栽されている苗木について、同樹種、同寸法のものごとに樹種名、根本周囲、胸高直径、枝幅、樹高、本数、樹齡（育生年数）及び管理の状況を調査する。この場合において、同樹種同寸法のものが大規模に植栽されている場合には、第二号（2）の標準地調査の例により行うことができる。 七 その他の立木の調査 立木の存する位置、樹種等により前各号の調査に準じて行う。 八 権利者の画地ごとの代表的な立竹木（標準地調査の場合は、標準地の立竹木の概要が把握できるもの）の写真の撮影 第2節 調査書等の作成 (第79条から第86条 略) (庭園) 第87条 庭園の調査書は、第76条の調査結果を基に<u>次の各号により作成するものとする。</u> 一 庭園に設置されている庭石等については、附帯工作物要領により作成するものとする。 二 庭園に配置されている立竹木については、<u>立竹木調査表（様式第14号の1）を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。</u> (墳墓) 第88条 墳墓の図面及び調査書は、第77条の調査結果を基に_____作成するものとする。 2 図面は、次の各号により作成するものとする。 一 墓地使用者ごとの画地及び通路等の区分を明確にする。 二 墓地使用者の画地ごとに番号を付す。 三 土地の取得等の予定線を記入する。 3 調査書は、次の各号により作成するものとする。 一 墓石、墓誌、カロート等については、墳墓調査表（様式第13号）を用いて補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。 二 石積、囲障等については、附帯工作物要領により作成するものとする。 三 立竹木については、立竹木調査表（様式第14号の1）を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。

新	旧
(立竹木) 第89条 立竹木の図面及び調査書は、第78条の調査結果を基に<u>立竹木要領により</u>作成するものとする。	(立竹木) 第89条 立竹木の図面及び調査書は、第78条の調査結果を基に_____作成するものとする。 <u>2 第78条第五号又は第二号、第三号、第六号及び第七号で標準地調査を行ったものの図面には、次の各号の事項を記載するものとする。</u> <u>一 標準地の位置及び面積</u> <u>二 標準地を基準として樹木数量等を決定した範囲及び面積</u> <u>3 調査書は、立竹木調査表（様式第14号の1）を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。</u>
第 3 節 算 定	第 3 節 算 定
(移転先の検討) 第90条 <u>工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下「大規模工場等」という。）以外の</u>建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合_____には、残地が建物等の移転先地として運用方針第13第1項（4）第一号から第四号までの要件に該当するか否かの検討を<u>行い、次の各号に掲げる資料を作成</u>するものとする。 <u>なお、大規模工場等の建物等を移転する必要がある、かつ相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合は、第10章移転工法案の検討により行うものとする。</u> <u>一 移転想定配置図（縮尺100分の1～500分の1程度）</u> <u>二 有形的・機能的・法制的検討を行った資料（検討概要書）</u> 2 前項の検討に当たり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物（以下「照応建物」という。）の推定建築費は、<u>策定した建物計画案に基づき、概算額により積算するものとする。</u> <u>また、概算額の積算に必要となる、</u>平面図、<u>_____</u>立面図<u>等</u>はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。 なお、監督員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。 (3から4 略) (第91条から第94条 略) (照応建物の詳細設計) 第95条 <u>第90条第2項の照応建物の推定建築費の概算額により第90条第1項の検討を行った場合は、監督員と協議するものとする。</u> <u>2 前項の協議により照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の推定再建築費の積算又は第90条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。</u> <u>一 照応建物についての計画概要表（様式第15号の1、第15号の2）</u> <u>二 面積比較表（様式第15号の4）</u> (第96条から第99条 略)	(移転先の検討) 第90条 _____建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合<u>（第10章移転工法案の検討に該当するものを除く。）</u>には、残地が建物等の移転先地として運用方針第13第1項（4）第一号から第四号までの要件に該当するか否かの検討を_____するものとする。 2 前項の検討に当たり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物（以下「照応建物」という。）の推定建築費は、_____概算額によ<u>るものとし、</u>_____平面図<u>及び</u>立面図<u>_____</u>はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。 なお、監督員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。 (3から4 略) (第91条から第94条 略) (照応建物の詳細設計) 第95条 _____ _____ 第90条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。 <u>一 照応建物についての計画概要表（様式第15号の1、第15号の2）</u> <u>二 面積比較表（様式第15号の4）</u> (第96条から第99条 略)

新	旧
第 8 章 消費税等調査 (第108条から第109条 略) (補償の要否の判定等) 第110条 消費税等に関する調査書は、<u>前条</u>の調査結果を基に作成するものとする。 (2 略) 第9章 予 備 調 査 第 1 節 調 査 (予備調査) 第111条 予備調査とは、<u>大規模工場等</u>の敷地が取得等の対象となる場合で、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められるもの等について、建物等の調査に先立ち当該<u>大規模</u>工場等の企業内容、使用実態、土地の取得等に伴う建物等の影響の範囲及び想定される概略の移転計画（レイアウト）案の作成に必要な事項の調査を行うことをいう。 (企業内容等の調査) 第112条 予備調査に係る<u>大規模</u>工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。 (一から三 略) 四 他に<u>大規模</u>工場等を有している場合には、他<u>大規模</u>工場等と当該<u>大規模</u>工場等との関係 (五から八 略) (敷地使用実態の調査) 第113条 予備調査に係る<u>大規模</u>工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。 (一から七 略)	第 8 章 消費税等調査 (第108条から第109条 略) (補償の要否の判定等) 第110条 消費税等に関する調査書は、<u>第109条</u>の調査結果を基に作成するものとする。 (2 略) 第9章 予 備 調 査 第 1 節 調 査 (予備調査) 第111条 予備調査とは、<u>工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習所等で大規模なもの（以下「工場等」という。）</u>の敷地が取得等の対象となる場合で、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められるもの等について、建物等の調査に先立ち当該____工場等の企業内容、使用実態、土地の取得等に伴う建物等の影響の範囲及び想定される概略の移転計画（レイアウト）案の作成に必要な事項の調査を行うことをいう。 (企業内容等の調査) 第112条 予備調査に係る____工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。 (一から三 略) 四 他に____工場等を有している場合には、他____工場等と当該____工場等との関係 (五から八 略) (敷地使用実態の調査) 第113条 予備調査に係る____工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。 (一から七 略)

新	旧
第2節 調査書等の作成 (第116条 略) (配置図) 第117条 予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第113条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。 一 建物、屋外の主たる機械設備及び生産設備、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置 (又は配置) 二 製品等の製造、加工又は販売等の工程 三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1 (建物、機械設備等の図面作成) 第118条 予備調査に係る大規模工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。 (移転計画案の作成) 第119条 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第112条から第115条までの調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第13第1項（4）第1号から第3号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。 一 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画 二 建物、機械設備等の移転計画 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要 四 建物、機械設備等の移転工程表 五 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1） 六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第20号の2） 七 移転工法（計画）各案の比較表（様式第20号の3） (2 略) (第120条 略)	第2節 調査書等の作成 (第116条 略) (配置図) 第117条 予備調査に係る 工場等の配置図は、当該 工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第113条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該 工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。 一 建物、屋外の主たる機械設備及び生産設備、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置 (又は配置) 二 製品等の製造、加工又は販売等の工程 三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1 (建物、機械設備等の図面作成) 第118条 予備調査に係る 工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。 (移転計画案の作成) 第119条 予備調査に係る 工場等の移転計画案は、第112条から第115条までの調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第13第1項（4）第1号から第3号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。 一 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画 二 建物、機械設備等の移転計画 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要 四 建物、機械設備等の移転工程表 五 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1） 六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第20号の2） 七 移転工法（計画）各案の比較表（様式第20号の3） (2 略) (第120条 略)

新	旧
第 1 0 章 移転工法案の検討 第 1 節 調 査 （移転工法案の検討） 第121条 移転工法案の検討とは、<u>大規模</u>工場等の敷地の一部が取得等の対象となる場合において、当該敷地に存在する建物等の機能の全部又は一部を残地において回復するための通常妥当とする移転方法等の案を検討することをいう。 （企業内容等の調査） 第122条 <u>大規模</u>工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第116条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。 （一から三 略） 四 他に<u>大規模</u>工場等を有している場合には、他<u>大規模</u>工場等と当該<u>大規模</u>工場等との関係 （五から八 略） （敷地使用実態の調査） 第123条 <u>大規模</u>工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第113条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。 （一から七 略） 第 2 節 調査書等の作成 （第 124 条 略） （移転工法案の作成） 第125条 <u>大規模</u>工場等の移転工法案は、第68条から第76条まで、第78条、第122条及び第123条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第13第1項（4）第1号から第3号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。 （一から七 略） （2 略） （第 126 条 略） 第11章 再算定業務 （第 127 条 略）	第 1 0 章 移転工法案の検討 第 1 節 調 査 （移転工法案の検討） 第121条 移転工法案の検討とは、<u> </u>工場等の敷地の一部が取得等の対象となる場合において、当該敷地に存在する建物等の機能の全部又は一部を残地において回復するための通常妥当とする移転方法等の案を検討することをいう。 （企業内容等の調査） 第122条 <u> </u>工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第116条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。 （一から三 略） 四 他に<u> </u>工場等を有している場合には、他<u> </u>工場等と当該<u> </u>工場<u> </u>との関係 （五から八 略） （敷地使用実態の調査） 第123条 <u> </u>工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第113条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。 （一から七 略） 第 2 節 調査書等の作成 （第 124 条 略） （移転工法案の作成） 第125条 <u> </u>工場等の移転工法案は、第68条から第76条まで、第78条、第122条及び第123条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第13第1項（4）第1号から第3号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。 （一から七 略） （2 略） （第 126 条 略） 第11章 再算定業務 （第 127 条 略）

新	旧
（再算定の方法） 第128条 建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の移転工法及び補償額の算定方法により行うものとする。 一 補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、運用方針又は調査算定要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。 （二 略） 第12章 補 償 説 明 （第129条から第132条 略） （記録簿の作成） 第133条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第21号）に記載するものとする。 （第134条 略） （第13章 略） 第14章 地盤変動影響調査等 （第 1 節から第 2 節 略） 第 3 節 費用負担の説明 （第154条から第157条 略） （記録簿の作成） 第158条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第21号）に記載するものとする。 （第159条 略）	（再算定の方法） 第128条 建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の移転工法及び補償額の算定方法により行うものとする。 一 補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、運用方針又は調査積算要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。 （二 略） 第12章 補 償 説 明 （第129条から第132条 略） （記録簿の作成） 第133条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を____説明記録簿（様式第21号）に記載するものとする。 （第134条 略） （第13章 略） 第14章 地盤変動影響調査等 （第 1 節から第 2 節 略） 第 3 節 費用負担の説明 （第154条から第157条 略） （記録簿の作成） 第158条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を____説明記録簿（様式第21号）に記載するものとする。 （第159条 略）

新	旧
第15章 写真台帳の作成 (写真台帳の作成) 第160条 受注者は、第 6 章、第 7 章、第 9 章、第10章及び第14章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。 (一から二 略) 三 第 7 章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、<u>動産の種類、形状、収容状況</u>等が容易にわかるものとする。 (四から六 略) (2 から 3 略)	第15章 写真台帳の作成 (写真台帳の作成) 第160条 受注者は、第 6 章、第 7 章、第 9 章、第10章及び第14章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。 (一から二 略) 三 第 7 章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、<u>第105条第 3 号及び第 4 号の動産の種類</u>等が容易にわかるものとする。 (四から六 略) (2 から 3 略)

新					旧						
別 紙1 成 果 品 一 覧 表					別 紙1 成 果 品 一 覧 表						
1. 成果品の一覧表は、次のとおりとする。特記仕様書に特段の定めをした場合は、それに定める成果品を提出するものとする。					1. 成果品の一覧表は、次のとおりとする。特記仕様書に特段の定めをした場合は、それに定める成果品を提出するものとする。						
2. この成果品一覧表に定める様式等で作成できないものについては、監督員の指示を受けるものとする。					2. この成果品一覧表に定める様式等で作成できないものについては、監督員の指示を受けるものとする。						
区 分	業 務	成 果 品 の 名 称	様 式 等	備 考	区 分	業 務	成 果 品 の 名 称	様 式 等	備 考		
第3章 権利調査	地図等の転写	転写原図			第3章 権利調査	地図等の転写	転写原図				
		転写図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m #300)			転写図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m #300)		
		転写連続図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m #300)			転写連続図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m #300)		
		地積測量図等の写し					地積測量図等の写し				
	土地の登記 記録の調査	土地の登記記録調査表 (一覧)	様式第7号の1	登記事項証明書又は登記事項要約書を		土地の登記 記録の調査	土地の登記記録調査表 (一覧)	様式第7号の1	登記事項証明書又は登記事項要約書を		
		土地調査表	様式第7号の2				土地調査表	様式第7号の2			
	建物の登記 記録の調査	建物の登記記録調査表 (一覧)	様式第8号の1	登記事項証明書又は登記事項要約書を		建物の登記 記録の調査	建物の登記記録調査表 (一覧)	様式第8号の1	登記事項証明書又は登記事項要約書を		
		建物の登記記録調査表	様式第8号の2				建物の登記記録調査表	様式第8号の2			
	権利者の確認 調査	権利者調査表 (土地)	様式第9号の1			権利者の確認 調査	権利者調査表 (土地)	様式第9号の1			
		権利者調査表 (建物)	様式第9号の2				権利者調査表 (建物)	様式第9号の2			
		法人登記簿又は商業登記簿		登記事項証明書を添付する。			法人登記簿又は商業登記簿		登記事項証明書を添付する。		
		相続関係説明図	監督員の指示する書式	名義人が相続に係わる場合は、相続関係を証する戸籍簿等の謄本又は抄本をすべて添付する。			相続関係説明図	監督員の指示する書式	名義人が相続に係わる場合は、相続関係を証する戸籍簿等の謄本又は抄本をすべて添付する。		
	墓地管理者等の調査	墓地管理者調査表		別記第14 改葬の補償及び祭し料調査算定要領参照		墓地管理者等の調査	墓地管理者調査表		別記第14 改葬の補償及び祭し料調査算定要領参照		
		墓地使用 (祭祀) 者調査表					墓地使用 (祭祀) 者調査表				
	土地利用履歴等の調査	土壤汚染等に関する土地利用履歴		土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領参照		土地利用履歴等の調査	土壤汚染等に関する土地利用履歴		土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領参照		
		法令関係資料調査表					法令関係資料調査表				
		現況利用調査表					現況利用調査表				
		履歴等聞き取り調査表					履歴等聞き取り調査表				
第4章 用地測量	境界立会	土地境界確認書	様式第11号		第4章 用地測量	境界立会	土地境界確認書	様式第11号			
	復元測量・補助基準点の設置・境界測量・用地境界仮杭設置	観測手簿				復元測量・補助基準点の設置・境界測量・用地境界仮杭設置	観測手簿				
		基準点網図					基準点網図				
		計算書					計算書				
		成果簿					成果簿				
		境界点成果簿		多角測量の境界点 (座標) には適宜符号を付し略図を記載するものとする			境界点成果簿		多角測量の境界点 (座標) には適宜符号を付し略図を記載するものとする		
	面積計算	面積計算書				面積計算	面積計算書				
	用地実測図等の作成	用地実測図原図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m #500)		用地実測図等の作成	用地実測図原図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m #500)		
		用地平面図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m #300)			用地平面図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m #300)		
		確定図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m #300)			確定図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m #300)		
		用地管理図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m #300)			用地管理図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m #300)		
		土地現地調査報告書	別記様式1-1	別記1土地現地調査報告書作成要領参照			土地現地調査報告書	別記様式1-1	別記1土地現地調査報告書作成要領参照		
		土地現地調査報告書添付図面					土地現地調査報告書添付図面				
	官公庁への手続き等	公共測量実施計画書 (案)	測量法第36条								
		公共測量成果等の提出について (案)	測量法第36条								
		その他の手続き書類									
	第5章 土地評価	土地評価	位置図			別記2土地評価業務処理要領参照	第5章 土地評価	土地評価	位置図		別記2土地評価業務処理要領参照
			同一状況地域の区分図						同一状況地域の区分図		
標準地評価調書 (案)			別記様式2-1	標準地評価調書 (案)	別記様式2-1-1						
同一状況地域の範囲及び状況			別記様式2-2	標準地表価格等総括表	別記様式2-1-2						
その他 (添付書類等)			別記様式2-3	評価説明書	別記様式2-1-3						
標準地評価格算出表			別記様式2-4	標準地評価格算出表	別記様式2-1-4						
試算価格算出表			別記様式2-5	試算価格算出表	別記様式2-1-5						
標準地画地図			別記様式2-6	標準地画地図	別記様式2-1-6						
取引事例地画地図			別記様式2-7	取引事例地画地図	別記様式2-1-7						

新					旧					
		地域要因調査及び格差率算定表	付表１の１① ～１の10				地域要因調査及び格差率算定表	付表１の１ ～１の10		
		個別的要因調査及び標準化補正率算定表	付表２の１① ～２の8②				個別的要因調査及び標準化補正率算定表	付表２の１ ～２の8		
		比準調書（案）					比準調書（案）	別紙様式2-2		
		個別的要因調査及び格差率算定	付表３の１～３の8				個別的要因調査及び格差率算定	付表３の１～３の8		
		残地補償金算定調書（案）					残地補償金算定調書（案）	別記様式2-3-1		
		残地に関する補償関係内訳表	別記様式2-8				残地に関する補償関係内訳表	別記様式2-3-2		
		残地補償額算定表	別記様式2-9				残地補償額算定表	別記様式2-3-3		
		残地補償額算定表一体評価用	別記様式2-10 別記様式2-11				残地補償額算定表一体評価用	別記様式2-3-4 別記様式2-3-5		
		その他必要とする資料					その他必要とする資料			
	第6章 建物等の 調査	木造建物・ 木造特殊建物	配置図				別記7 木造建物調査積算要領参照	第6章 建物等の 調査		
平面図				平面図						
立面図				立面図						
屋根伏図				屋根伏図						
建築設備位置図				建築設備位置図						
その他必要とする図面				その他必要とする図面						
木造建物調査表				木造建物調査表						
木造建物数量計算書〔外壁〕				木造建物数量計算書〔外壁〕						
木造建物数量計算書〔内壁〕				木造建物数量計算書〔内壁〕						
木造建物数量計算書〔床・天上〕				木造建物数量計算書〔床・天上〕						
木造建物数量計算書〔建具〕				木造建物数量計算書〔建具〕						
木造建物数量計算書〔その他〕				木造建物数量計算書〔その他〕						
木造建物建築直接工事費計算				木造建物推定際建築費計算書						
建物移転料算定表				建物移転料計算書						
木造建物解体直接工事費計算書			曳家工事費計算書							
			取りこわし直接工事費計算書							
			建物現在価額計算書							
非木造建物		建物概要	別記8 非木造建物調査積算要領参照	非木造建物	建物概要	別記8 非木造建物調査積算要領参照				
		配置図			配置図					
		平面図			平面図					
		断面図			断面図					
		杭地業想定設計図			杭地業想定設計図					
		根切想定設計図			根切想定設計図					
		上部く体现伏図			上部く体现伏図					
		立面図			立面図					
		仕上表			仕上表					
	面積表	面積表								
	建具表	建具表								
	建築設備図	建築設備図								
その他必要とする図面	その他必要とする図面									
工事内訳明細書総括表	工事内訳明細書総括表									
工事工程表	工事工程表									
種目内訳、中科目内訳、細目内訳	工事内訳明細表									
建物移転料算定表	建物移転料計算書									
機械設備	機械設備位置図	別記9 機械設備調査算定要領参照	機械設備	機械設備位置図	別記9 機械設備調査算定要領参照					
	電気設備図			電気設備図						
	配管設備図			配管設備図						
	機械基礎図			機械基礎図						
	パソコン・コンピューター設備図			パソコン・コンピューター設備図						

新					旧				
第 7 章 営業その他の調査			その他必要とする図面		別記10 附帯工作物調査算定要領参照				
			機械設備調査表						
			機械設備算定内訳書						
			機械設備直接工事費明細書						
			機械設備据付工数等計算書						
			機械設備運搬台数計算書						
			機械設備見積比較表						
		生産設備	必要とする図面						
			調査表及び算定書						
		附帯工作物	附帯工作物配置図						別記10 附帯工作物調査算定要領参照
			附帯工作物の詳細図						
			その他必要とする図面						
			附帯工作物調査表						
			附帯工作物補償額算定書						
		庭園・墳墓・立休	必要とする図面			別記14 改葬の補償及び祭し料調査算定要領			
			調査表及び算定書						
			墓碑類調査票						
			立竹木調査票						
		照応建物の 詳細設計	必要とする図面			別記15 立竹木調査算定要領参照			
			計画概要表（検討資料）	様式第15号の1					
			計画概要表	様式第15号の2					
			計画概要比較表	様式第15号の3					
			面積比較表	様式第15号の4					
	営業に関する調査		営業調査総括表	様式第16号の1 様式第16号の2	別記4営業調査算定要領参照				別記4営業調査算定要領参照
			事業概要説明書						
			従業員調査表	様式第16号の3					
			設備、機械器具調査表						
			生産及び販売実績調査表						
			受注又は顧客動向調査表						
			在庫率及び回転率調査表						
			得意先喪失調査表						
			移転広告費調査表						
			営業の権利調査表						
			固定資産及び流動資産調査表						
			仕入先調査表	様式第16号の4					
			業種別算定（1）製造業	別記様式4-1-1					
			業種別算定（2）卸・小売業	別記様式4-1-2					
			業種別算定（3）飲食・サービス業	別記様式4-1-3					
			業種別算定（4）建設業	別記様式4-1-4					
			営業補償金額総括表	別記様式4-2					
			事業所及び営業概況書						
			営業補償方法認定書						
			移転工法別経済比較表	別記様式4-3					
			認定収益額算定表	別記様式4-4					
			固定的経費内訳表	別記様式4-5-1					
			固定的経費付属明細表	別記様式4-5-2					
			固定資産の売却損補償内訳書	別記様式4-6					
			人件費内訳書	別記様式4-7					
			移転広告費内訳書	別記様式4-8					
			移転工法表						
			損益計算書比較表	別記様式4-9					
			その他必要とする資料						
		生産設備	必要とする図面						
			調査表及び算定書						

		附帯工作物	附帯工作物配置図						別記10 附帯工作物調査算定要領参照
			附帯工作物の詳細図						
			その他必要とする図面						
			附帯工作物調査表						
			附帯工作物補償額算定書						
		庭園・墳墓・立休	必要とする図面						
			墳墓調査票	様式第13号					
			立竹木調査票	様式第14号の1					
			立竹木補償額算定書	様式第14号の2					
		照応建物の 詳細設計	必要とする図面						
			計画概要表（検討資料）	様式第15号の1					
			計画概要表	様式第15号の2					
			計画概要比較表	様式第15号の3					
			面積比較表	様式第15号の4					
	第 7 章 営業その他の調査	営業に関する調査	営業調査総括表	様式第16号の1 様式第16号の2	別記4営業調査算定要領参照				別記4営業調査算定要領参照
			事業概要説明書						
			従業員調査表	様式第16号の3					
			設備、機械器具調査表						
			生産及び販売実績調査表						
			受注又は顧客動向調査表						
			在庫率及び回転率調査表						
			得意先喪失調査表						
			移転広告費調査表						
			営業の権利調査表						
			固定資産及び流動資産調査表						
			仕入先調査表	様式第16号の4					
			業種別算定（1）製造業	別記様式4-1-1					
			業種別算定（2）卸・小売業	別記様式4-1-2					
			業種別算定（3）飲食・サービス業	別記様式4-1-3					
			業種別算定（4）建設業	別記様式4-1-4					
			営業補償金額総括表	別記様式4-2					
			事業所及び営業概況書						
			営業補償方法認定書						
			移転工法別経済比較表	別記様式4-3					
			認定収益額算定表	別記様式4-4					
			固定的経費内訳表	別記様式4-5-1					
			固定的経費付属明細表	別記様式4-5-2					
			固定資産の売却損補償内訳書	別記様式4-6					
			人件費内訳書	別記様式4-7					
			移転広告費内訳書	別記様式4-8					
			移転工法表						
			損益計算書比較表	別記様式4-9					
			その他必要とする資料						
		生産設備	必要とする図面						
			調査表及び算定書						

		附帯工作物	附帯工作物配置図						別記10 附帯工作物調査算定要領参照
			附帯工作物の詳細図						
			その他必要とする図面						
			附帯工作物調査表						
			附帯工作物補償額算定書						
		庭園・墳墓・立休	必要とする図面						
			墳墓調査票	様式第13号					
			立竹木調査票	様式第14号の1					
			立竹木補償額算定書	様式第14号の2					
		照応建物の 詳細設計	必要とする図面						
			計画概要表（検討資料）	様式第15号の1					
			計画概要表	様式第15号の2					
			計画概要比較表	様式第15号の3					
			面積比較表	様式第15号の4					

新					旧				
	居住者に関する調査等	居住者調査表	様式第17号の1	自家・家主		居住者に関する調査等	居住者調査表	様式第17号の1	自家・家主
	動産に関する調査等	居住者調査表	様式第17号の2	借家・借間		動産に関する調査等	居住者調査表	様式第17号の2	借家・借間
		動産調査表		別記16 動産移転料調査算定要領参照		動産調査表	様式第18号		
第8章 消費税等調査		消費税等調査表	様式第19号		第8章 消費税等調査		消費税等調査表	様式第19号	
第9章 予備調査	予備調査	企業概要書	様式第20号の1		第9章 予備調査	予備調査	企業概要書	様式第20号の1	
		配置図					配置図		
		平面図					平面図		
		立面図					立面図		
		矩計図					矩計図		
		移転工法案検討概要書（企業概要）					移転工法案検討概要書（企業概要）		
		移転工法（計画）案検討概要書	様式第20号の2				移転工法（計画）案検討概要書	様式第20号の2	
		移転工法（計画）各案の比較表	様式第20号の3				移転工法（計画）各案の比較表	様式第20号の3	
		計画概要表（検討資料）					計画概要表（検討資料）		
		計画概要表					計画概要表		
		面積比較表					面積比較表		
		補償額積算調書					補償額積算調書		
第10章 移転工法案の検討		企業概要書	様式第20号の1		第10章 移転工法案の検討		企業概要書	様式第20号の1	
		配置図					配置図		
		平面図					平面図		
		立面図					立面図		
		矩計図					矩計図		
		移転工法案検討概要書（企業概要）					移転工法案検討概要書（企業概要）		
		移転工法（計画）案検討概要書	様式第20号の2				移転工法（計画）案検討概要書	様式第20号の2	
		移転工法（計画）各案の比較表	様式第20号の3				移転工法（計画）各案の比較表	様式第20号の3	
		計画概要表（検討資料）					計画概要表（検討資料）		
		計画概要表					計画概要表		
		計画概要比較表					計画概要比較表		
		面積比較表					面積比較表		
補償額積算調書			補償額積算調書						
第11章 再算定業務	再算定業務	再算定又は再調査に関する調査・算定表			第11章 再算定業務	再算定業務	再算定又は再調査に関する調査・算定表		
第12章 補償説明	補償説明	説明資料			第12章 補償説明	補償説明	説明資料		
第13章 事業認定申請図書等の作成等	事業認定図書の作成 事前相談用資料の作成 裁決申請図書の作成 明渡裁決申立図書の作成 説明会の準備	事業認定申請図書（案） 事前相談用資料 本申請図書 裁決申請図書 明渡裁決申立図書 審理及び現地調査並びに説明会における配付資料等		別記5事業認定申請図書作成要領参照	第13章 事業認定申請図書等の作成等	事業認定図書の作成 事前相談用資料の作成 裁決申請図書の作成 明渡裁決申立図書の作成 説明会の準備	事業認定申請図書（案） 事前相談用資料 本申請図書 裁決申請図書 明渡裁決申立図書 審理及び現地調査並びに説明会における配付資料等		別記5事業認定申請図書作成要領参照
第14章 地盤変動影響調査	地盤変動影響調査	建物等調査一覧表		別記12 地盤変動影響調査算定要領参照	第14章 地盤変動影響調査	地盤変動影響調査	建物等調査一覧表		別記12 地盤変動影響調査算定要領参照
		建物等調査書					建物等調査書		
		損傷調査書					損傷調査書		
		建物等の費用負担額算定書					建物等の費用負担額算定書		
第15章 写真台帳の作成	写真台帳作成	写真台帳 写真撮影方向図			第15章 写真台帳の作成	写真台帳作成	写真台帳 写真撮影方向図		
第16章 土地調書及び物件調書	土地及び物件調書作成	土地調書	様式第22号		第16章 土地調書及び物件調書	土地及び物件調書作成	土地調書	様式第22号	
		物件調書	様式第23号				物件調書	様式第23号	

[illegible]

新	旧																																																																																																																																								
【削 除】	様式第 10 号の 2（第 47 条関係） 墓地使用（祭祀）者調査表 <table><tr><td colspan="2"></td><td>調査年月日</td><td></td><td>調査者</td><td></td><td>整理番号</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">墓 地 の 所 在 地</td><td colspan="6"></td></tr><tr><td colspan="2">墓地使用（祭祀） 者 の 氏 名</td><td></td><td colspan="2">墓地使用（祭祀） 者 の 住 所</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td colspan="2">受任者又は承継 人 の 氏 名</td><td></td><td colspan="3">受任者又は承継 人 の 住 所</td><td>原 因</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">墓地使用（祭祀）者単位の霊数</td><td></td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>番号</td><td>法 名 （ 戒 名 ）</td><td colspan="2">俗 名</td><td>性 別</td><td>享 年</td><td>死亡年月日</td><td>火葬、土葬の区分</td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			調査年月日		調査者		整理番号		墓 地 の 所 在 地								墓地使用（祭祀） 者 の 氏 名			墓地使用（祭祀） 者 の 住 所					受任者又は承継 人 の 氏 名			受任者又は承継 人 の 住 所			原 因		墓地使用（祭祀）者単位の霊数								番号	法 名 （ 戒 名 ）	俗 名		性 別	享 年	死亡年月日	火葬、土葬の区分																																																																																								
		調査年月日		調査者		整理番号																																																																																																																																			
墓 地 の 所 在 地																																																																																																																																									
墓地使用（祭祀） 者 の 氏 名			墓地使用（祭祀） 者 の 住 所																																																																																																																																						
受任者又は承継 人 の 氏 名			受任者又は承継 人 の 住 所			原 因																																																																																																																																			
墓地使用（祭祀）者単位の霊数																																																																																																																																									
番号	法 名 （ 戒 名 ）	俗 名		性 別	享 年	死亡年月日	火葬、土葬の区分																																																																																																																																		

[illegible]

新	旧																																																																																																																																								
【削 除】	様式第 13 号（第 88 条関係） 墳 墓 調 査 表 <table><tr><td colspan="10"></td><td>調査者</td><td></td><td>調査年月日</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">墳墓の所在地</td><td colspan="2">県</td><td colspan="2">市</td><td colspan="2">区</td><td colspan="2">町</td><td colspan="4">大字</td></tr><tr><td colspan="2">墳墓の所有者</td><td colspan="2">住 所</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">氏名及び生年月日又は名称</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">法人を代表する者の住所及び氏名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">墳墓の管理者</td><td colspan="2">住 所</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">氏名及び生年月日又は名称</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">法人を代表する者の住所及び氏名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">土 地 所 有 者</td><td colspan="2">住 所</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">氏名及び生年月日又は名称</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">法人を代表する者の住所及び氏名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">摘 要</td><td colspan="12"></td></tr><tr><td>字</td><td>地 番</td><td>番 号</td><td>構 造 (種 類)</td><td>規 形 寸 使 用 材 料</td><td>模 状 法 則</td><td>埋 葬 年 月 日</td><td>遺 体 又 は 遺 骨 の 数</td><td>火 土 の 葬 葬 別</td><td>単 位</td><td>数 量</td><td colspan="2">摘 要</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr></table> （注） 用紙の大きさは日本工業規格 A 列 4 判横とする。											調査者		調査年月日		墳墓の所在地		県		市		区		町		大字				墳墓の所有者		住 所				氏名及び生年月日又は名称				法人を代表する者の住所及び氏名				墳墓の管理者		住 所				氏名及び生年月日又は名称				法人を代表する者の住所及び氏名				土 地 所 有 者		住 所				氏名及び生年月日又は名称				法人を代表する者の住所及び氏名				摘 要														字	地 番	番 号	構 造 (種 類)	規 形 寸 使 用 材 料	模 状 法 則	埋 葬 年 月 日	遺 体 又 は 遺 骨 の 数	火 土 の 葬 葬 別	単 位	数 量	摘 要																																								
										調査者		調査年月日																																																																																																																													
墳墓の所在地		県		市		区		町		大字																																																																																																																															
墳墓の所有者		住 所				氏名及び生年月日又は名称				法人を代表する者の住所及び氏名																																																																																																																															
墳墓の管理者		住 所				氏名及び生年月日又は名称				法人を代表する者の住所及び氏名																																																																																																																															
土 地 所 有 者		住 所				氏名及び生年月日又は名称				法人を代表する者の住所及び氏名																																																																																																																															
摘 要																																																																																																																																									
字	地 番	番 号	構 造 (種 類)	規 形 寸 使 用 材 料	模 状 法 則	埋 葬 年 月 日	遺 体 又 は 遺 骨 の 数	火 土 の 葬 葬 別	単 位	数 量	摘 要																																																																																																																														

新	旧																																																																																																																																																																																	
【削 除】	様式第14号の1（第87条, 第88条, 第89条関係） 立 竹 木 調 査 表 <table><tr><td colspan="12">調査者</td><td></td><td colspan="2">調 査 年 月 日</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">立 竹 木 の 地 所 在 地</td><td colspan="14">県 市 郡 区 町 村 大字</td></tr><tr><td colspan="2">所有者の住所及 び氏名又は名称</td><td colspan="14"></td></tr><tr><td colspan="2">摘 要</td><td colspan="14"></td></tr><tr><td>字</td><td>地 番</td><td>地 目</td><td>番 号</td><td>分 類</td><td>種 及 品 類 び 種</td><td>胸 高 直 径 根 廻 り 周</td><td>樹 令</td><td>枝 幅</td><td>樹 高</td><td>葉 張</td><td>管 状 理 況</td><td>移 適 植 の 否</td><td>本 又 数は 株 面 数 積</td><td>単 位</td><td>備 考</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td colspan="15"></td></tr></table>	調査者													調 査 年 月 日				立 竹 木 の 地 所 在 地		県 市 郡 区 町 村 大字														所有者の住所及 び氏名又は名称																摘 要																字	地 番	地 目	番 号	分 類	種 及 品 類 び 種	胸 高 直 径 根 廻 り 周	樹 令	枝 幅	樹 高	葉 張	管 状 理 況	移 適 植 の 否	本 又 数は 株 面 数 積	単 位	備 考																																																																																																
調査者													調 査 年 月 日																																																																																																																																																																					
立 竹 木 の 地 所 在 地		県 市 郡 区 町 村 大字																																																																																																																																																																																
所有者の住所及 び氏名又は名称																																																																																																																																																																																		
摘 要																																																																																																																																																																																		
字	地 番	地 目	番 号	分 類	種 及 品 類 び 種	胸 高 直 径 根 廻 り 周	樹 令	枝 幅	樹 高	葉 張	管 状 理 況	移 適 植 の 否	本 又 数は 株 面 数 積	単 位	備 考																																																																																																																																																																			

新	旧																																																																																																																																																																																																																														
【削 除】	様式第14号の2（第87条, 第88条, 第89条関係） 立 竹 木 補 償 額 算 定 書 <table><tr><td colspan="14"></td><td>調査者</td><td></td><td>調 査 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td>立 竹 木 の 所 在 地</td><td colspan="18">県市郡区町村大字</td></tr><tr><td colspan="2">所有者の住所及 び氏名又は名称</td><td colspan="18"></td></tr><tr><td colspan="2">摘 要</td><td colspan="18"></td></tr><tr><td>字</td><td>地 番</td><td>地 目</td><td>番 号</td><td>分 類</td><td>種 及 品 類 ひ 種</td><td>胸高直径 根 廻 り 幹 周</td><td>樹 令</td><td>枝 幅</td><td>樹 高</td><td>葉 張</td><td>管 理 状 況</td><td>移 適 植 の 否</td><td>本 又 は 株 数 積 面</td><td>単 位</td><td>単 価</td><td>金 額</td><td>備 考</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td colspan="17">補 償 金 補 償 額 + 消費税対象額 × 消費税率 = 補 償 額 + 消費税相当額 =</td><td></td></tr></table> （様式第15号の1から第17号の2 略）															調査者		調 査 年 月 日		立 竹 木 の 所 在 地	県市郡区町村大字																		所有者の住所及 び氏名又は名称																				摘 要																				字	地 番	地 目	番 号	分 類	種 及 品 類 ひ 種	胸高直径 根 廻 り 幹 周	樹 令	枝 幅	樹 高	葉 張	管 理 状 況	移 適 植 の 否	本 又 は 株 数 積 面	単 位	単 価	金 額	備 考																																																																																																														補 償 金 補 償 額 + 消費税対象額 × 消費税率 = 補 償 額 + 消費税相当額 =																	
														調査者		調 査 年 月 日																																																																																																																																																																																																															
立 竹 木 の 所 在 地	県市郡区町村大字																																																																																																																																																																																																																														
所有者の住所及 び氏名又は名称																																																																																																																																																																																																																															
摘 要																																																																																																																																																																																																																															
字	地 番	地 目	番 号	分 類	種 及 品 類 ひ 種	胸高直径 根 廻 り 幹 周	樹 令	枝 幅	樹 高	葉 張	管 理 状 況	移 適 植 の 否	本 又 は 株 数 積 面	単 位	単 価	金 額	備 考																																																																																																																																																																																																														
	補 償 金 補 償 額 + 消費税対象額 × 消費税率 = 補 償 額 + 消費税相当額 =																																																																																																																																																																																																																														

新

旧

[illegible][illegible][illegible]

新						旧					
(様式第 1 9 号から第 2 0 号の 3 略)						(様式第 1 9 号から第 2 0 号の 3 略)					
様式第 21 号 (第 133 条,第 158 条関係)						様式第 21 号 (第 133 条,第 158 条関係)					
<u>補 償</u> 説 明 記 録 簿						<u> </u> 説 明 記 録 簿					
説 明 場 所						説 明 場 所					
説明年月日		平成	年	月	日	時	間	自		至	
出席者	説明者					出席者	説明者				
	相手方						相手方				
説明内容及び質疑						説明内容及び質疑					
特記事項						特記事項					
総括監督員		主任監督員		一般監督員		管理技術者		担当技術者			
⑩		⑩		⑩		⑩		⑩			

新					旧				
(様式第 2 2 号から第 2 7 号 略)									
様式第 28 号 (第 13 条関係)									
打 合 せ 記 録 簿					打 合 せ 記 録 簿				
業務の名称									
打合せ場所									
打合せ年月日		平成 年 月 日 ()		時 間		自 至			
出席者	発注者								
	受注者								
打合せ内容及び質疑									
特記事項									
総括監督員		主任監督員		一般監督員		管理技術者		技術担当者	
印		印		印		印		印	

打合せ場所									
打合せ年月日		平成 年 月 日 ()		時 間	自 至				
出席者	発注者								
	受注者								
打合せ内容及び質疑									
特記事項									
総括監督員		主任監督員		一般監督員		管理技術者		技術担当者	
印		印		印		印		印	

新	旧
(様式第 2 9 号から第 3 0 号 略)	(様式第 2 9 号から第 3 0 号 略)